

ひとふで 会則

第一条 名称

本会はひとふでと称する。

第二条 事務所所在地

本会の事務所は大阪府泉南市樽井 5-20-1 専徳寺とする。

第三条 目的

本会は地域の皆様のコミュニケーションの場、子ども達が安心して集える居場所づくりを目指すことを目的とし、2023 年 12 月 21 日設立する。

第四条 活動・事業の種類

本会は前条の目的を達するために次の事業を実施する。

- 1.カラビンカ食堂（こども食堂）
- 2.白鳥食堂（こども食堂）

第五条 会員

本会の会員は次の 3 種類とする。

- 1.正会員
- 2.賛助会員
- 3.その他

第六条 入会

入会を希望する者は所定の手続きを経て入会することができる。

第七条 会費

入会金、年会費などは無料とする。

第八条 退会

退会を希望する者は所定の手続きを経て退会することができる。

第九条 役員と職務

本会に次の役員を置く。

- 1.代表 1 名 代表は本会を代表し、その事業を総括する。
- 2.副代表 1 名 副代表は代表を補佐し、これに事故又は欠席の時はその職務を代行する。
- 3.会計 1 名 会計は会の会計事務を処理する。

4.監査 1名 監査は会の会計事務を監査する。

第十条 資産

本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1.寄付金
- 2.その他の収入

第十一条 総会

本会の総会は正会員をもって構成し、年に一回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催できるものとする。

1.総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他、会の運営に関する重要事項

2.総会は正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3.第1項に定める決議は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数の時は議長の決するところによるものとする。

第十二条 役員会

役員会は総会の議決したした事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

第十三条 事業報告及び決算

代表は毎事業年度三か月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第十四条 事業年度

本会事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第十五条 解散

この団体は次に掲げる事由によって解散する。

- 1.総会の議決
- 2.目的とする事業成功の不能
- 3.正会員の欠乏
- 4.合併

※総会の議決により解散する場合は正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第十六条 委任

この会則に定められていない事項は総会の議決を経て代表が別に定めるものとする。

第十七条 会則の変更

この会則は総会において出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

【附則】

この会則は2023年12月21日より施行する。